

議案第 1 1 6 号

三豊市産地形成促進施設条例の一部改正について

三豊市産地形成促進施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市産地形成促進施設条例の一部を改正する条例

三豊市産地形成促進施設条例（平成 18 年三豊市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 三豊市高瀬町産地形成促進施設の表を次のように改める。

1 三豊市高瀬町産地形成促進施設

（単位：円）

室名	利用料金	
	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 5 時まで （1 時間当たり）	午後 5 時から午後 9 時まで （1 時間当たり）
地域食材利用研修室	1, 0 0 0	2, 0 0 0
地域特産品研究開発室	1, 0 0 0	2, 0 0 0
消費者生産者研修室	1, 2 5 0	2, 5 0 0
特産品展示直売コーナー及びテラス等	売上金額の 1 5 % 以内	
備考	冷暖房を使用した場合は、この表に掲げる額の 4 0 パーセントを加算する。	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用について適用する。